

第5回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年11月26日(金)午後2時01分～午後3時20分

2 開催場所 口之津公民館 2階講堂

3 出席委員 (農業委員)

1番 太田香代子	2番 広瀬博一	4番 木下勝徳	5番 小川一英
6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	10番 本多利任	11番 山下勝也
12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵	14番 水田 勇	15番 中村修治
16番 金子初夫	17番 馬場正国	18番 岩永豊一	会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	21番 野原重光	23番 田中八郎	25番 増田孝徳
27番 内田一郎	28番 末吉秀明	30番 中村康弘	31番 石橋浩昭
32番 石橋正浩	34番 松尾和昭	36番 末續公德	37番 原田久也
39番 浅田修弘	40番 柴内成世	41番 三宅東英	42番 本多晋介
43番 宮崎 努	44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一	46番 相良栄一郎
47番 本多勝彦	48番 飛永敏博		

4 欠席委員 (農業委員)

3番 伊崎美代子 8番 平 光正 9番 中野裕二

(農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	22番 中山秀樹	24番 本多正敬	26番 北岡新市
29番 神崎好史	33番 山口俊一	35番 寺田俊秀	38番 岡田裕弥

5 議事録署名委員 10番 本多利任 11番 山下勝也

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
山口梨沙

[日 程]

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
議案第24号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について

事務局（〇〇） ただいまから第5回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3番伊崎委員、8番平委員、20番田中推進委員、22番中山推進委員、24番本多推進委員、26番北岡推進委員、29番神崎推進委員、33番山口推進委員、35番寺田推進委員、38番岡田推進委員から欠席の報告がっております。また、少し遅れると、16番金子委員から連絡がっております。

まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は15名であり、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第5回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新しく推進委員になられた三宅委員におかれましては、農地等の適正化推進をはじめ、本市農業の発展のためにご協力いただけるよう、よろしくお願いたします。

さて、11月11日に県南農業委員会協議会で、佐賀県嬉野市に視察研修をしてまいりました。農協主体で農業、キュウリ、トマト、イチゴ、ハウレンソウのトレーニングファームを運営されており、そのトレーニングファームの卒業生のために、圃場整備を市で、園芸ハウスを農協で整備を行い、その園芸ハウスをリース方式で貸与して、新規就農者を受け入れるというものであります。入植者はトレーニングファームで成績優秀であること、農協への出荷が条件とのことでした。

農協としても、組合員の減少に歯止めをかけ、購買・販売ともに利用していただけるものではないかと思っております。

本日はご案内のとおり、総会終了後、午後3時から地区別研修会を長崎県農業会議の荒木事務局長、内藤課長に進行をお願いして開催いたしますので、長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いたします。

それでは、事務局長から農業委員19名中、出席委員は現在15名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に10番本多委員、11番山下委員を指名し、審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いたします。

事務局（〇〇） 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。

2ページをお願いいたします。今回、売買が2件、面積が453平米です。贈与が1件で1万4,459平米となっております。

（議案第21号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われま。以上

でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

まず、1番の案件は布津の案件ですが、布津の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいですか。

次に、2番、3番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2番の案件についてですが、一部土地の中に地番が〇〇番は、地目が畑になっていますが、総会資料の別の図面を見ますと、同じ地番が山林になっておりますけれども、これ現況で申請してあるのでしょうか。

議長 事務局、どうですか。

事務局(〇〇) 3条の申請議案に載せているのは、現況地目になります。言われた資料の字図につきましても登記地目を記載しておりますので、登記上は山林、現況は農地という取扱いになっております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。〇〇番〇〇委員、よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ということは、登記簿上は山林で、現況が農地の状態で、農家台帳に記載があるということですね。

事務局(〇〇) はい。そういうことです。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見等がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号順に事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇から深江町の〇〇へ、深江町〇〇、地目畑、地積58平米。転用の目的、植木仮植え用地。申請者が造園業を営んでおり、植木の仮植え用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、売買で所有権移転をされるということになっております。

農地区分は、中山間地域に存在している農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われま。植木仮植え用地で面積58平米です。現状のまま利用し、雨水につきましては自然流下となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 今の案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。場所は深江町にありまして、〇〇がありますけれども、その三差路の信号機を山側に向かって約七、八百m上り、そこから旧道に入り、そこをさらに山側に上ったところです。深江のお寺、〇〇というお寺がありますが、そこから300mぐらい上がったところで、市営団地の近くなります。周りは民家に囲まれておりまして、この道路の右側のほうには大きな水路があります。別に問題ないと思って見てまいりました。審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からもご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員の説明どおり、何も問題ないと思っています。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、4ページをお願いいたします。

番号2、布津町の〇〇から布津町の〇〇へ、布津町〇〇、地目畑、地積231平米です。転用の目的、一般個人住宅です。現在、両親と同居しておりますが、隣に家を建築したいということです。権利の内容につきましては、贈与となっております。

農地の区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われまふ。一般住宅、木造平屋建ての建築面積67.63平米で、雨水等につきましては、現地調査時に指摘がありまして、検討していただきました結果、前の映写で説明しますが、当初の資料にある排水は、こちらの道路に出すような形でしたが、逆勾配になっておりまして、そのままでは、流れない。また、現在親と暮らしている住宅の敷地になるのですけれども、こちらが急に低くなっておりまして、この辺りでオーバーフローすると現在の宅地に水が溢れてくるのではないかという指摘がありました。そこで、現在の家の溜枧があり、そこから地下を通過して、道がうねっているところの付け根に既に排水溝が設置してあります。これを利用する計画で、今の溜枧を大きくして、こちらのほうに排水をすればスムーズに流れていくのではないかということで変更されております。

雨水につきましては、既存の枧を經由して水路へ放流していく。そして、汚水・雑排水についても、合併浄化槽で処理後に、同じ経路で水路へ放流となっております。資金については、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月24日午後2時より、深江の〇〇委員、それに布津の〇〇委員さん、それに事務局3名で現地を見てまいりました。申請地は、国道251号線の〇〇バス停を島原方面に100mぐらい行ってから、山手のほうに200mぐらい上ったところです。先ほど事務局が説明されたように、雨水は水路放水、汚水は合併浄化槽を設置することで、当初は南側の道路側の水路に流す予定でありましたが、南側の水路が高くて逆流して、実家のお父さんの敷地に水があふれ出すのではないかという指摘に対して、実家のお父さんのほうの家の溜枧を通

して、水路を通して下のほうに流したほうがいいのかというご指摘に対して、検討してみますということでした。

一応、昨日、事務局のほうに回答があつて、先ほど事務局が説明されたように、溜枳を大きくして下のほうに流すということで、問題はないかと見てまいりました。

それと、左側のほうに隣の家があるのですが、そこに植木があつて、日照関係については平屋ということもありまして、2 mぐらい離して家を建てるということで、何ら問題はないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員さんからもありましたように、一番の難点でした雨水の問題は、改善されたということで、何ら問題はないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

番号3、有家町の〇〇から有家町の〇〇へ、有家町〇〇、地目田、地積212平米になります。転用の目的、露天駐車場です。現在、隣接地で〇〇を開業していますが、従業員の駐車場スペースが不足しているため、駐車場として利用したいということです。権利の内容につきましては賃借権で、10年間の設定となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に市役所〇〇庁舎が存在しますので、第3種農地と思われます。駐車場の面積212平米を砕石舗装し、隣接の〇〇の来客用及び従業員用、合わせて7台の駐車スペースを確保します。雨水につきましては自然流下です。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも11月24日午後1時半より、深江の〇〇委員、それに有家の〇〇委員、事務局3名で現地を見てまいりました。場所は、国道251号線の〇〇の三差路を山手のほうに500mぐらい行ったところの〇〇の先になります。現在、手前のほうの駐車場を借りておられますが、今度借りられる駐車場予定地も同じ地主さんということで、別段問題はないかと見てまいりました。雨水については自然流下ということで、大雨が降ったときには西と東のほうに水路がありまして、そのほうに流れるということで、何ら問題はないというふうに思いました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。基本的に問題はないのですが、今ちょうど写真にありますように、西側になります、手前に細長い農地として今図面に上がっておりますけれども、その出入口がないのではないかとかいうことでちょっと話しましたところ、そこも同じ、この賃貸人と同じ所有ということで、所有者が同じであれば別に問題はないのではないか。また、付近の農地に与え

る影響はないものと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 6ページをお願いいたします。

番号4、雲仙市の〇〇から加津佐町の〇〇へ、加津佐町〇〇ほか2筆、合計249平米になります。転用の目的、駐車場及び物置用地。役員を務める株式会社〇〇の従業員用の駐車場及び車両整備用の部品等の倉庫を設置したいということです。権利の内容は、売買による所有権移転となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域内にある農地の区域で、おおむね500m以内に市役所〇〇庁舎が存在しますので、第2種農地と思われます。駐車場の面積85平米を砕石舗装し、従業員用の5台分の駐車スペースを確保いたします。物置につきましては、市販の物置6.58平米を設置し、露天の資材置場については砕石舗装といたします。

なお、今、写真がありますけれども、建物がある後ろのほうですが、少し傾斜があり、雨が降ったときに崩壊するというので、傾斜をなだらかにするために、一部切土にして傾斜を緩やかにするというのでございます。雨水につきましては、駐車場につきましてもすぐ横に水路があります。そちらに排水するというので。あと、汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 今の案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも24日の午前、〇〇委員、また〇〇委員、事務局3名と現地を見てまいりました。〇〇の近くに〇〇バス停がありますが、そこから右側へ500mぐらい上ったところに市営住宅がありますが、そのすぐ横になります。

まず、駐車場ですけれども、手前は土羽を造って、水が下へ流れないようにして、その角のところに排水を流すので、パイプがありました。水もそこに集まるようにされるそうです。それから、入り口のほうが狭いということで、1mぐらい広げられるということでありました。

もう一か所もこの一番右側の赤い線のところに用水路かな、水路があります。これから水が結構しみ出ている、ごみとか何とか詰まって、水がしみ出ておりました。

それから、プレハブ住宅を設置されるところも、階段を利用されるそうです。それから、車庫があるので、雨が降ったときには結構水がたまって、排水不良で、そこにもU字溝を設置してはどうかということで相談してきました。結構、基礎石、基礎コンクリートの間から水も噴き出してくるそうで大変なだと言われていました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと見てまいりました。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいですか。ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第23号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局から説明をお願いします。
事務局（〇〇） それでは、議案第23号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
7ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規10件、3万4,207平米、再設定が15件、3万5,550平米の計25件の6万9,757平米です。使用貸借権は新規のみ1件で537平米です。所有権移転につきましては、売買が2件で2,952平米、贈与が1件で355平米の合計3件の3,307平米となっております。今回、利用権の変更というのがありますが、こちらが賃貸借権のみ7件で1万2,424平米となっております。あと、中間管理事業の一括方式分につきましては、賃貸借権が新規のみ5件、1万199平米となっております。

それぞれにつきましては、個別の案件については朗読いたしますが、なお、再設定については朗読を割愛させていただきます。

（議案第23号 賃貸借権 番号1～10新規設定、使用貸借権 番号26新規設定、所有権移転 番号27～29、利用権 番号30～36、一括方式分 賃貸借権 番号37～38新規設定、一括方式分 使用貸借権 番号39～41新規設定を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、11ページの番号27、29は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10ページの番号26ですが、聞いたのですが、実はこの233平米のところというのは、私が農業者年金の加入推進をしていたときに、そこに寄ったことがありまして、ここは竹藪だったところで。その手前を借りていらっしゃるということで、農林課から助成金をもらうということで、もう既に荒地解消が済んでいたわけですよ。荒地を解消する助成金の申請する前に、荒地を解消した場合は、事前着工になり、助成の対象にはならないのではないか。と本人に言ったのですが、農林課としてはこの賃借権の申請を早くしてくださいということで、申請前に荒地解消をされてしまったので、助成の対象にはできないのではないか、確定したことは言えませんが、その辺を教えてくださいと思います。

議長 それは農林課の案件だと思いますけれども、事務局、説明いいですか。

事務局（〇〇） この案件につきましては、所有者の〇〇が後継者移譲を考えられていまして、その中で荒地があった。非農地証明をするに当たり、隣で耕作されている方がいらっしゃるようでしたので、その方に非農地証明をすることに對し、少なくとも同意は取っておいてください。非農地にしたので後はもう荒れ放題にしていたら、あとで問題になりますので、そしたら、その耕作をされている〇〇さんが、そういうことであればもう自分が借りてから農地復旧しますということで、今回の話になっています。

その分で、事業を使うのはちょっと聞いていなかったものですから、もし事業を使うのであれば、〇〇委員さんのおっしゃるとおり、申請をして、その後、農林課で荒地の確認をした後で事業をしていただかないと、補助の対象にはならないということでお答えしていただいて結構だと

思います。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかに何か。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。13ページの先ほどご説明のあった一括方式の中で、加津佐の方の所有者です。土地は有家ですけれども、この4筆を北有馬の〇〇という株式会社、これは土建業をされている会社の代表者が同じところですが、代表取締役の〇〇がするということで、初めて農地を取得するということであがっているのですけれども、農業法人ではないし、個人でするのか会社でするのか。また、どうして農地の取得を考えているのかということですね。使用貸借ですけれども、これは何か申請とかは出ているのでしょうか。

議長 株式会社〇〇というのは農業法人であるかということですね。事務局、どうぞ。

事務局（〇〇） 私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

株式会社〇〇に対しましては、初めて農地取得となりますが、定款等で確認したところ、農業また農産物の生産、加工販売とか、定款を確認しまして、株式会社を組織されております。そして、会社の届けのほうを出してあります。また、農地の取得につきましては、この書類に出されたときに、事務局のほうでは農地所有適格法人の要件がありまして、ご承知の方もいますが、それに該当するかどうかの確認をいたしましたので、農地の取得は大丈夫でございます。

ちなみに作物は権利取得後、バナナを植栽されるということでございました。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」との声）

議長 ないようでしたら、次に番号27について審議をいたしますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 11ページ、27番について審議したいと思いますので、番号27についてご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 よろしいですか。

それでは、〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号29について審議いたします。本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 29についてご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第23号 農用地利用集積の計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

14 ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**についてでありますのでご覧ください。

15 ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

16 ページも同じくです。

17 ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**ですが、これは事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農政班の〇〇です。今回新たな解約の方法がでてまいりましたので、若干説明をさせていただきます。

この案件につきましては、中間管理の推進に関する法律の20条に規定されておりました、中間管理権を取得された農地について、相当の期間を経過してもなお当該農地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、また、災害等により農地の利用継続ができない場合につきましては、県知事の承認を得て解約することができるということになっております。この条項の中で、相当の期間、これについては各都道府県の中間管理機構が規定をしておりました、長崎県におきましては、その期間を、権利の取得後また解約後の3年間というのが規定されております。

本案件につきましては、平成29年に中間管理権を取得し、耕作者に貸付けがなされておりましたが、平成30年9月に解約がなされ、その後3年間、公社のほうで借手のほうを探しておりましたが、どうしても見つからないということで、今回20条の規定によって解約をされるものであります。以上です。

議長 中間管理機構の新しい案件がありましたので、説明をしていただきました。

今の件に関して、何か皆さんからご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。これは初めて、実は長崎県で初めての案件ですので、説明していただきました。

その他を間に挟みましたが、**議案第24号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について**を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) 農政班の〇〇です。皆様のお手元に、事前にご案内の通知と一緒にしておりましたが、新たに印刷して、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)、それに1枚物で挟んでおりますペーパー、横長のまとめた資料、南島原市における「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の改正についてという資料を入れてありますが、皆さんのお手元にありますでしょうか。それをご覧になっていただきたいと思います。座らせて説明させていただきます。

まず、構想についてなのですが、申し訳ございません、追加部分でございます。農林課から受け取って、事前に送付した時点の資料には、18ページ、今お手元にある18ページの番号が抜けて、中段にあります、農用地利用改善事業の実施の範囲として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項、この横からページの23ページまで漏れがあったということで報告を受けましたので、追加しておりますけれども、おわびの上、追

加訂正をお願いしたいと思います。なお、この部分につきましては、字句調整以外は前回と変更がないと農林課から確認を受けておりますので、ご報告させていただきます。大変申し訳ございません。

それでは、この農業経営基盤強化促進法における基本構想は、概略を申しますと、農業経営基盤強化促進法施行令第2条の規定によりまして、おおよそ10年後の南島原市に農業の将来像を計画し、おおむね5年ごとに策定することとなっております。また、策定する場合は、基盤強化法の第6条及び同規則の第2条に農業委員会等、あと農協ですけれども、意見を聞かなければならないということになっておりますので、今回議案としております。

まず、全体の内容についての農林課でまとめたものを先ほどお示ししました1枚物のペーパーでございますので、それをまずご覧ください。順番にご説明いたします。

1、基本構想とはということで、各市町村がその市町村の区域内で効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る場合において、その目標の明確化を図り、営農類型ごとの経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の指導及びこのような農業経営に対する農用地の利用集積の目標を定め、さらにその実現を図るために取るべき措置等を示すことができるものと。都道府県が策定した基本方針に基づきまして、先ほど申しましたとおり10年間を見通して定めまして、策定後おおむね5年ごとに内容の変更を行っておるところでございます。

法定根拠は農業経営基盤促進法でございまして、(1)で農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定を受ける場合の指針になります。また、(2)青年就労計画等で認定新規就農者の認定に関する規定になります。(3)で農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積です。農地の賃貸または所有権移転等でございます。

全体の中で、まず、今回の主な改正点としましては、具体的方針の中で、スマート農業、6次産業化事業や農商工連携に関する記載がなかったのですが、これをICT、情報通信技術機器を活用したスマート農業の普及、農産物の規格外品を活用した6次産業化事業、農商工連携による新規販路拡大に関する記載を追加しております。(2)効率的かつ安定的な農業経営の農業所得目標について、現行、年間農業所得が主たる従事者1人当たり400万円を、改正案では年間農業所得を1経営体当たりで400万と変更しております。

その他、字句等の調整を行っております。

また、資料には記載はないのですが、県の技術基準の改定や農地の集約率82%へ目標の改定など、構想案では14ページに記載しておりますが、その改正を行っております。

次に、本農業委員会に関する部分につきましては、13ページから、第4、農業経営基盤強化促進事業に関する事項というのがございますが、ここが直接関係してまいります。いわゆる農地利用集積計画による利用権の設定に関しまして、認定農家への農地の集約や貸借などに関する件につきましては記述となっております。先ほど皆さんにご審議いただきました議案等の貸借などの手続はこの件に関する事項でございます。

その部分は結構ページがあるのですが、改正点のポイントのみちょっと簡単にご説明させていただきます。前回から改正になった点を主な点で説明をさせていただきます。

まず、文言の「農業生産法人」というのがあったのですが、これが「農地所有適格化法人」へと変更しております。また、廃止となりました農地利用集積円滑化事業及び農地利用集積円滑化団体という文言ですが、これが廃止となったことによりまして削除してあります。

そして、これは大きく変わった、平成30年の法改正があったのですが、未相続農地を貸借する場合には、相続人の過半を超え、全員の同意がとれない場合の年数が今まで最長5年でしたが、

それが最長20年まで設定できることへの変更でございます。

そして、農地利用集積につきまして、主として、その推進に関しましては農地中間管理事業を活用していくよというふうにすることを今回盛り込んでおります。

また、その他につきましては、現時点に合わせた改良区の状況や字句などを修正しております。

以上ご説明したところが主な改正点でございますが、ポイントのみの説明となりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長 ただいま改正点を主に説明していただきましたが、皆様はもう先日から議案を送付されていて、もう目を通していただいていたかとは思いますが、これに対してご意見、ご質問等を伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

先ほど、未相続農地に対しては5年でしたか、それを最長20年になるという、そこが一番大きな。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。実は私も未相続地をこの間、農業委員会を通して借りたのですが、5年が20年になるということは、6年以上借りれば、反当たり1万円の助成があると聞いていたので、それやったら、1万円やりたくなくて5年にしたのかなと思いました。今後は、助成の対象になるのですよね。10年とか20年とかしたら。はい、わかりました。

議長 これの施行はまだですね。

事務局(〇〇) 法律は施行しているのですが、市の基本構想については県との協議同意などが必要になりますので、その手続きが終了したら5年を20年に変更、改正されることとなります。これが改正されれば、先ほど〇〇委員が言われた補助金の関係についても当然関係してまいります。以上でございます。

議長 この改正については、まだ適用していないのですか。

事務局(〇〇) これが何月かによって、市が公告の手続き終えてから適用されます。

今回は、意見聴取ということですので、意見があるかどうか出すだけなので、あと市で手続きをされると思います。

議長 手続き終了後、そういうことはできるということでもありますので。今まで5年以内であったものが、5年以上の貸借ができ、6年以上であれば助成があるということになります。

ほかに何か皆さん、この件に関してご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 この案件は、先日の南島原市農業振興協議会の中でも審議が行われまして、農業委員会のなかの幾人か、私も農業委員会の代表として参加させていただきまして、農協からも異議なしということで説明があっております。

ほかに意見がないようでしたら、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見については、意見なしとして回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議ないようですので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見については意見なしとして回答いたします。

以上で審議を終了させていただきます。